

第四次名張市子ども読書活動推進計画（素案）

令和5年 月

名 張 市

名張市教育委員会

目 次

はじめに	3
第1章 子ども読書活動推進計画の指針	4
第2章 家庭、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等における読書活動の推進	6
1 絵本の充実と整備	
2 読書活動推進のための取組	
第3章 小中学校における読書活動の推進	10
1 学校図書館の資料の充実	
2 人的体制の整備	
3 読書活動推進のための学校の取組	
第4章 市立図書館における子どもの読書活動の推進	14
1 市立図書館の児童書の充実	
2 人的体制の整備	
3 地域における子どもの読書活動推進のための取組	
4 市立図書館による学校図書館支援	
第5章 効果的な計画の推進に向けて	20
1 家庭及び関係機関等との連携と図書資料の充実	
2 子どもの読書に携わるボランティアの育成	
3 広報、啓発の推進	
4 計画推進体制の整備	
注釈（用語説明）	21

はじめに

子ども（注1）の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことができないものです。

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになっていきます。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴です。

変化の激しい現代社会で、答えがない新しい問題に対応し、様々な情報の中から有用な情報を選び活用する力を身に付け、育むという点からも、読書活動の重要性が高まっています。また、家庭・学校・地域といったあらゆる機会や場所で、それぞれの役割に応じた読書習慣の形成を効果的に図る必要があります。

国は、2001（平成13）年に子どもの読書活動の推進に関する法律を制定し、2018（平成30）年には、第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しました。これを受けて、三重県では2004（平成16）年に三重県子ども読書活動推進計画を制定し、2020（令和2）年に第四次三重県子ども読書活動推進計画を策定しました。

本市においては、三重県に先駆け2003（平成15）年に名張市子ども読書活動推進計画を策定しました。この計画に基づき、2007（平成19）年度から学校図書館教育充実事業を実施する等して、子どもの読書活動を推進してきました。2018（平成30）年度からは、第三次名張市子ども読書活動推進計画を進めてきており、様々な成果がみられています。

これらのことを受けて、本市における子どもの読書活動を更に推進していくため、「第四次名張市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

第1章 子ども読書活動推進計画の指針

本市の子ども読書活動の推進については、2018（平成30）年度から5か年計画で「第三次名張市子ども読書活動推進計画」を策定して進めています。本計画の取組により、未就園児のいる家庭への啓発については、こども支援センターかがやきやマイ保育ステーション（注2）3施設で読み聞かせを行い、未就園児のいる家庭へ働き掛けています。また、絵本等の選書を工夫し、子どもだけではなく、保護者にも絵本の楽しさを伝える取組を推進してきました。

市内の小中学校では、本に関する専門知識を持った学校司書（注3）を配置し、学校図書館の運営・管理と教育活動を支援することができました。また、担任や司書教諭（注4）が行う授業において、学校司書が支援することで、学習が深まり読書の幅が広がる等の成果が表れています。

市立図書館においては、絵本及び児童書の積極的な購入に加え、児童サービス担当司書を配置することにより、子どもと本を結び付け、子どもに読書の楽しさを伝えています。また、おはなし会を定期的を開催し、施設見学や職場体験を積極的に受け入れ、図書館への興味を深めることにより読書への働き掛けを進めてきました。

これらのことを受けて、SDGs（注5）の理念も取り入れながら、本市における子どもの読書活動を更に推進していくため、「第四次名張市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書を通じて、聞く力、読む力、調べる力を育み、生涯にわたって主体的に学び続ける力が身に付くように取り組みます。また、子どもの読書習慣の形成を図るため、学校や家庭、保育所（園）・認定こども園（注6）・幼稚園及び地域型保育事業（注7）（以下「保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等」といいます。）、市立図書館が協働し、読書に興味関心を深める子どもを育成していきたいと考えていることから、以下の項目を本市の子ども読書活動推進計画の指針と位置付けます。

1 家庭、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等における読書活動の推進

—読書活動の在り方の検討とその推進—

2 小・中学校における読書活動の推進

—学校図書館の機能の充実—

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

—家庭・地域・諸機関との協働による読書活動の支援—

	家庭、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等における読書活動の推進	小中学校における読書活動の推進	市立図書館における子どもの読書活動の推進
環境の整備	・絵本の充実 ・子どもと本の出合いの充実	・学校図書館の資料の充実 ・地域教材等の資料の充実 ・市立図書館との協働	・児童書の充実
人的体制の整備	・研修の充実 ・ボランティアの受入体制の整備	・学校司書の継続的な配置 ・研修の充実	・児童サービス担当司書の配置 ・ボランティアの育成及び受入体制の整備
取 組	・乳幼児期からの絵本との出合い ・保護者向けの読書活動の推進 ・市立図書館との協働	・学校図書館の活用 ・学校生活支援ボランティアの学校図書館ボランティア（以下「学校図書館ボランティア」といいます。）との連携 ・家読（うちどく）（注8）の推進 ・市立図書館との協働	・子どもの読書活動の積極的・計画的な推進 ・読書の機会や本との出合いの場の充実 ・子育て支援関係部署との協働 ・学校図書館支援

○ 計画期間

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5か年としますが、名張市総合計画や名張市子ども教育ビジョン等との整合を図るため、必要によって計画期間中であっても見直すことがあります。

第2章 家庭、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等における読書活動の推進

子どもの多くが、初めて本と出合うのは家庭です。家庭での読み聞かせは、子どもの豊かな心を育む土壌を築きます。乳幼児の子育て支援活動を行うこども支援センターかがやきや、未就園児のいる家庭を対象としたマイ保育ステーションでは、年齢や季節、興味に合った絵本を配置し、子どもが乳幼児期から絵本の読み聞かせ等に親しむ時間を十分確保し、子どもが絵本と出合うきっかけづくりや、乳幼児期からの読書習慣を育むことの大切さを伝える取組を行っています。また、子どもが初めて集団生活を体験する場所は、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等ですが、家庭から社会へと子どもの世界が大きく広がるこの時期に、心の栄養となるたくさんの絵本と出合うことは、子どもの豊かな感性を育むためにも、読書習慣の素地を作るためにも大変重要です。遊びや生活を共にしている友だちと一緒に絵本の楽しさや感動を共有することで、ごっこ遊びや表現遊び等友だちとの遊びの盛り上がりにつながります。

2017（平成29）年改訂の保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領・幼稚園教育要領にも、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「絵本や物語等に親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたこと等を言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる」という内容が盛り込まれています。また、本市が作成した小学校との接続カリキュラム“しっかりつなぐ育ちのバトンカリキュラム”にも、「絵本コーナーで、絵本や図鑑に触れる」「保育者が絵本の読み聞かせを継続することで、言葉に興味・関心を広げられるようにする」という内容があります。これらを実現するためには、子どもが、家庭で培われた読書習慣を更に深めるとともに、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等で、絵本に興味を持てる取組や、子どもが絵本に親しめる環境づくりを行い、保護者に読書の大切さを知ってもらうことが必要です。

1 絵本の充実と整備

（1）現状と課題

この時期の子どもには、絵で話がわかる絵本が、本に関心や興味を与えるきっかけづくりに非常に大きな役割を果たします。絵を見ながら、繰り返しお話を聞くことで本に対する親しみがわき、言葉や文字への関心も高まります。こども支援センターかがやきやマイ保育ステーション、そして保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等では、読書スペースや絵本コーナーに年齢に応じた絵本を配置し、子どもが絵本をすぐに手に取って親しめる環境の充実を促進しています。特に低年齢の子どもたちにとって絵本は見るだけでなく、触って親しむものであるため、人気のある絵本ほど傷みやすく、修理や同じ絵本の購入が必要です。

しかしながら、園の絵本の整備や購入には限りがあることから、市立図書館の児童サービス担当司書との連携を図り、団体貸出（注9）や移動図書館（注10）を活用し、幅広いジャンルの絵本に触れる環境づくりを進めていくことが必要です。

(2) 施策・方針

ア 絵本等の整備費の確保を図り、子どもの年齢やそれぞれの発達に応じた絵本と子どもが魅力ある本を手にとって見るができる環境を充実させます。

イ 子どもの本との出会いをより充実させるために、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等は、図書館訪問（注13）や移動図書館、団体貸出の活用を推進します。

2 読書活動推進のための取組

(1) 現状と課題

こども支援センターかがやきやマイ保育ステーションでは、未就園児のいる家庭に対して、職員やボランティアによる絵本の読み聞かせや、わらべ歌遊びの紹介を行っています。また、15の地域に17か所の地域の広場があり、地域のボランティアやかがやき職員が絵本の読み聞かせやわらべ歌遊びを実施しています。各保育施設では未就園児を対象としたなかよし広場を実施、園庭開放や子どもの発達に応じた絵本の読み聞かせ等、親子ふれあいの機会を持っています。乳幼児期から子どもが絵本に出合うきっかけづくりを今後も更に充実させていきます。

未就園児のいる家庭向けの取組状況 （2022（令和4）年9月現在）

施設名	取組内容
こども支援センターかがやき	- 絵本の時間（保育士等による）毎週火曜日 - 絵本の時間（ボランティアによる）偶数月1回 - ふれあい遊びやわらべ歌遊び （保育士等による）毎週水曜日
マイ保育ステーション 「おひさま」（赤目保育所内）	- 昔話の会（職員保育士等による）月1回 - 絵本を楽しむ会（ボランティアによる）月1回 - みんなで遊ぼう（保育士等によるわらべ歌遊び）月1回
マイ保育ステーション 「かざみどり」（昭和保育園内）	- 保育士とあそぼう（保育士等による）月1回 - わらべ歌遊び（ボランティアによる）月1回
マイ保育ステーション 「なないろ」（みはた虹の丘保育園内）	- ふれあい遊び（保育士等による）月1回 - 絵本（保育士等による）月1回 - ミニミニ絵本の日（保育士等による）年1回
なかよし広場（保育施設） （注11）	絵本の読み聞かせ・ふれあい遊び（保育士等による）月1回～3回
地域の広場 （注12）	わらべ歌遊び、大型絵本、パネルシアター、しかけ絵本（地域のボランティア、かがやきの保育士等による）

なかよし広場での読み聞かせ

年 度	対象施設数	取組実施施設数	取組率
2019（令和元）	19	12	63.1%
2020（令和2）	19	15	78.9%
2021（令和3）	19	14	73.6%

ブックスタート事業（注14）では、生後6か月の赤ちゃんの時から絵本に親しみ、絵本を介して子どもと保護者のコミュニケーションを深め、親子で楽しい時間を過ごすきっかけとなるよう取組を行っています。2015（平成27）年に、少しでも参加しやすいようにと実施場所を保健センターから赤目保育所内にあるマイ保育ステーション「おひさま」に変更し毎月1回実施し、こども支援センターかがやきでは、毎月2回～3回実施しています。また、市立図書館でも毎月2回実施しています。

ブックスタート参加状況

年 度	対象家庭数	参加家庭数	参加率
2019（令和元）	473	256	54.1%
2020（令和2）	483	237	49.0%
2021（令和3）	424	199	46.9%

保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等では、日常の保育活動・教育活動の中で、季節や年齢に合わせて絵本や紙芝居を選び、大型紙芝居やパネルシアター（注15）等も活用しながら読み聞かせを行っています。更に絵本の世界のイメージを広げ、ごっこあそびや劇化してクラス活動や発表会で披露したり、運動会の表現運動に発展させたり、子どもの感性を高める取組も行い、言葉や文字への興味関心につながっていくようにしています。日常の保育・教育活動の中で、子どもが絵本と出会い、興味をもって話を聞き、想像する楽しさを味わうためにも、保育士や保育教諭（注16）、幼稚園教諭の選書の能力や読み聞かせの技術等を高めていく必要があります。

また、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等ではボランティアを活用することで、子どもの絵本への興味関心が高まる等、成果が出ている施設もありますので、今後もボランティアの協力を得ながら取り組んでいきます。

保護者への働き掛けとしては、「親子お話会」の実施や「おたより」による絵本の紹介や保育ドキュメンテーション（注17）で子どもが楽しんで絵本を見ている様子等を伝えたり、保護者向けの読書活動に関する講座等を実施したりしています。また、子どもに絵本を貸し出し、それを家庭で一緒に見たり、絵本の楽しさを語り合ったりする等、保護者との関わりを深めることで子どもの絵本に対する興味や関心が自然に高まり、家庭でも絵本に親しむ習慣が付くように取り組んでいます。今後も、乳幼児が年齢に応じた絵本や遊びに出合うことで、豊かな心や意欲につながること等読書活動の

大切さを保護者に啓発していくことが大切です。

「子ども読書の日」(注18) についての周知は進んでいるものの、「子ども読書の日」を意識していないという施設や新型コロナウイルス感染症感染拡大の懸念から取組を中止しているという状況もあります。このようなことから、引き続き「子ども読書の日」に関する取組を全ての保育所(園)・認定こども園及び幼稚園等で実施し、乳幼児期からの読書の大切さを考える機会となるよう働き掛ける必要があります。

「子ども読書の日」の取組実施状況

年 度	対象施設数	取組実施施設数	取組率
2019 (令和元)	19	15	78.9%
2020 (令和2)	19	19	100%
2021 (令和3)	19	15	78.9%

(2) 施策・方針

ア 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を対象に、子どもの年齢、成長に適した選書や読み聞かせの効果的な方法を学ぶ研修を充実させます。

イ 保護者と子どもが本を介してコミュニケーションを深めるために、ブックスタート事業を継続するとともに、保護者向けの読書活動に関する講座を開催する等、家庭、保育所(園)・認定こども園及び幼稚園等へ積極的に支援します。

ウ こども支援センターかがやきやマイ保育ステーションでは、乳幼児期からわらべ歌や読み聞かせ等に親しむ時間を十分確保し、子どもが絵本に出合うきっかけづくりを充実させます。

エ こども支援センターかがやきやマイ保育ステーション、保育所(園)・認定こども園及び幼稚園等でそれぞれの課題を整理しつつ、子育て支援員の活用や市立図書館との協働により、読み聞かせや読書環境の整備等、ボランティアの効果的な活用を推進します。

オ 「子ども読書の日」の更なる周知を図り、保育所(園)・認定こども園及び幼稚園等において、子どもが絵本に親しめる環境整備に取り組みます。

【数値目標】

成 果 指 標	現状値 2021年 (令和3年)	目標値 2027年 (令和9年)
「子ども読書の日」に向けた取組を実施している施設の取組率	78.9% (19施設中15施設)	100% (17施設)
なかよし広場での読み聞かせ	73.6% (19施設中14施設)	100% (17施設)

※施設数は、市立幼稚園と市立保育所の統廃合により2027年(令和9年)には17施設となります。

第3章 小中学校における読書活動の推進

読書をすることで、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得ることや、多様な文化を理解することができます。

このような力を子どもに育む上で、学校図書館は、大きな役割を担っています。特に学習の基盤となる言語能力や情報活用能力等を養う大切な場であります。また、2017（平成29）年度及び2018（平成30）年度に公示された学習指導要領に示されているように、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語を中心に各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが求められています。

学校図書館には、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、情報の収集・選択・活用に係る能力を育成する「情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。その他にも教室内の固定された人間関係から離れ、子どもが一人で過ごしたり、年齢の異なる子どもとの関わりを持ったりすることができる「心の居場所」としての機能を充実させていくことも期待されています。

そのため、学校図書館には、図書資料等の充実とともに“子どもと本をつなぐ人”の存在が極めて重要であり、児童サービスの専門的な知識と技術を持つ職員の配置と育成が必要です。

さらに、学校図書館が地域に住む大人や子どもが交流する場・学びの場となるよう、コミュニティ・スクールの取組の一つとして、地域住民や保護者とともに開放や活用について考えていく必要があります。

また、第6次「学校図書館整備等5か年計画」では、全ての小中学校において学校図書館図書標準^(注19)の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることが求められています。

1 学校図書館の資料の充実

（1）現状と課題

本市では図書購入費を維持し、新刊本の購入に努めてきました。それとともに、内容が古くなった本や傷みが目立つ本等、利用できない資料の廃棄作業も積極的に進め、廃棄された本を更新する更新冊数も含めて、子どもが教科等の学習で必要とする資料や教職員が子どもに勧めたい本等、資料の充実に努めてきました。

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくため、今後も引き続き、資料の充実に努め、学校図書館図書標準の指標の向上を目指します。しかし、現状では学校図書館の蔵書スペースに限りがある学校もあることから、今後は空き教室等を活用し蔵書スペースを設ける等、子どもの読書環境の充实在が急がれます。

(2) 施策・方針

- ア 各学校の実情に応じた図書館資料の整備を、蔵書比率を考慮しながら推進します。
- イ ふるさと学習「なばり学」を促進するため、名張の地域教材等、多種多様な形態の資料の収集を推進します。
- ウ 市立図書館等と協働し、団体貸出等を利用しながら、子どもや学校のニーズに応える図書の整備を推進します。

2 人的体制の整備

(1) 現状と課題

本市では、市内全小中学校に司書教諭資格保持者を配置しています。司書教諭は本来、学校図書館を活用した授業実践をするとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するとされていますが、現状は、授業や学級経営等により学校図書館活動を指導できる時間は限られています。

このような現状を受け、本市では、2015（平成27）年度より学校司書を配置し、学校における子どもの読書活動について司書教諭をはじめとする図書館担当者（以下「司書教諭等」といいます。）と学校司書が協働して推進しています。本市では、2013（平成25）年度から5か年計画で学校図書館教育充実事業によりモデル校を中心に学校図書館の環境整備を行ってきました。授業においても、学校司書が司書教諭等を支援することで、学習が深まり読書の幅が広がる等の成果が表れています。今後も、学校司書を引き続き配置し、増員することや学校への巡回回数を増やすことで、司書教諭等をはじめとする教職員と協働しながら推進していくことが必要です。また、学校図書館活動には、地域や保護者が中心となって組織されている学校図書館ボランティアが、読み聞かせや図書の整理等のサポートを行っています。今後も学校図書館ボランティアと協力し、学校図書館活動を充実させていく必要があります。

学校図書館活動を充実させるために、教育センターでは「図書館ボランティア研修講座・子ども読書活動推進講座」を開催し、司書教諭等、学校司書、学校図書館ボランティアが共に学び、情報交換をする場を設定してきました。今後も講座を開催することで、司書教諭等、学校司書、学校図書館ボランティアの資質を向上させ、学校図書館の人的体制の充実を進めることが必要です。

(2) 施策・方針

- ア 学校司書を引き続き配置し、更に増員することや学校への巡回回数を増やすことで、各学校の図書館整備と子どもの読書活動推進を支援します。
- イ 教育センターが各学校の司書教諭等と情報を共有し、協働しながら学校図書館の充実に向けた支援体制を確立します。
- ウ 司書教諭等や学校司書、学校図書館ボランティアの資質能力の向上を目指し、研修の充実を図ります。

3 読書活動推進のための学校の取組

(1) 現状と課題

各小中学校では、教科等の学習の中で学校図書館を活用しているほか、「朝の読書」の時間を確保し子どもが落ち着いて本に親しむ習慣づくりを実施しています。また、学校図書館での資料の展示、本の紹介や学校図書館ボランティア等による読み聞かせ、学校司書によるブックトーク（注20）や図書館の利用の仕方等のオリエンテーション等、子どもが本に興味を持ち読書の幅を広げる取組も行い、子どもによる委員会活動では、子ども自らが読書活動の推進役として様々な活動をしています。

これらの取組の成果として、学校図書館における児童生徒の貸出密度（注21）は、表のように小中学校共に増加しています。学校別に見てみると、貸出密度が増加した学校は、小学校では14校中11校、中学校では5校中4校でした。

貸出密度

年 度	小学校	中学校
2019（令和元）	29.1冊	2.8冊
2020（令和2）	25.7冊	3.3冊
2021（令和3）	29.9冊	3.9冊

このように子どもの読書への意欲を高め、子どもの学びを支援するために、更なる学校図書館の活性化が求められます。そのためには、学校と家庭、地域が更に協働した取組が必要です。また、読書の量を増やすことのみならず、読書の幅を広げ、内容を深めていくことが求められています。

既に多くの学校では、保護者や地域ボランティアによる読み聞かせや環境整備が行われており、読書活動の推進と共に学校図書館が子どもの居場所づくりにもつながっています。今後はボランティア等と協力し、学校図書館を地域に開放する等、コミュニティ・スクール（注22）の取組の一つとして、子どもの読書活動を一層効果的に推進することが重要です。

また、家庭へは、教育センターと各小中学校が「図書館だより」等を発行することで、子どもの読書活動推進の啓発をしています。しかし、各校でたよりを発行する学校は市内小中学校の全19校中7校という実状で、十分な啓発には至っていません。

(2) 施策・方針

ア 読書活動を各学校の各教科等の指導計画に位置付け、多様な読書活動を推進します。

イ コミュニティ・スクールの取組の一つとして、学校図書館ボランティア等と協力し、読み聞かせや環境整備、図書館資料の整備等に取り組み、学校図書館を地域に開放する等、学校図書館の充実を推進します。

ウ 家読（うちどく）を保護者等へ周知し、積極的に推進します。

エ 市立図書館等と協働し、図書館職員による学校訪問等を利用しながら、学校図書館の活性化を推進します。

【数値目標】

成 果 指 標	現状値 2021年 (令和3年)	目標値 2027年 (令和9年)
全国学力・学習状況調査の質問「学校の授業時間以外に、ふだん（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」において、30分以上と回答する児童生徒の割合 (教科書・参考書、漫画雑誌は除きます。)	【小学生】 34.3% 【中学生】 25.2%	【小学生】 40.3% 【中学生】 31.2%

※小学生の数値は小学校6年生児童、中学生の数値は中学校3年生生徒（全国・学力学習状況調査実施学年）

第4章 市立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館では、子どもは自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選び、読書の楽しさを知ることができます。また、子どもの読書の幅が広がるような本の紹介、展示、読書相談を実施しています。

あわせて、読書活動を支援するボランティアが必要とする知識・技術を修得するための学習機会の提供も行っています。

このように、市立図書館は市民が読書に親しむ環境整備に留まらず、子どもと本のつなぎ手となる役割を果たしています。

1 市立図書館の児童書の充実

(1) 現状と課題

2021（令和3）年度の市立図書館の全蔵書冊数に対する児童書^{（注23）}の割合は、21.1%、全貸出冊数に対する児童書貸出冊数の割合は30.7%でした。第三次名張市子ども読書活動推進計画策定時点の2016（平成28）年度より蔵書冊数及び児童書冊数は横ばい傾向にあります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館（2019（令和元）年度～）や図書館改修工事による図書館業務の一部制限（2020（令和2）年度）により、全貸出冊数及び児童書貸出冊数が近年減少しています。新型コロナウイルス感染症拡大前の2018（平成30）年度は、全貸出冊数517,331冊のうち、児童書貸出冊数が151,105冊で、全貸出冊数に対する児童書貸出冊数の割合は29.2%でした。児童書貸出冊数の割合は上昇していますが、全貸出冊数や児童書貸出冊数が落ち込み、新型コロナウイルス感染症対策を取りながらの図書館運営が必要です。

こうした現状を踏まえ、家庭、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等や学校図書館との協働を念頭に置き、これらへの団体貸出の対応を視野に入れて、蔵書構成に留意しながら児童書の充実を図る必要があります。

市立図書館の蔵書冊数と児童書冊数

年 度	全蔵書冊数	児童書冊数	全蔵書冊数に対する児童書冊数の割合（%）
2019（令和元）	303,688冊	63,861冊	21.0%
2020（令和2）	309,359冊	64,736冊	20.9%
2021（令和3）	311,092冊	65,689冊	21.1%

市立図書館の貸出冊数と児童書貸出冊数

年 度	全貸出冊数	児童書貸出冊数	全貸出冊数に対する児童書貸出冊数の割合（％）
2019（令和元）	453,999冊	127,634冊	28.1％
2020（令和2）	364,221冊	104,220冊	28.6％
2021（令和3）	403,588冊	124,039冊	30.7％

電子書籍がインターネットやスマートフォン等の情報媒体の急速な発展・普及により、新しい読書の形として急激に進化しており、子どもの読書環境にも新たな展開が生じる可能性があります。しかし、現状は法的な制約もあり図書館資料として利用できる電子書籍が限られているため、先に導入している市町の情報収集に努めている状況です。

（2）施策・方針

- ア 保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等や、学校図書館への団体貸出に配慮した児童書の収集を行います。
- イ 長く読み継がれて傷みが激しくなった児童書を更新します。
- ウ 図書館利用の困難な子どもに対して点字図書や録音図書の充実や郵送サービスの提供、また、外国語を母語とする子どものための外国語の図書の充実を推進します。
- エ 図書館資料として利用できる、電子書籍等の情報収集及び利用できる方策を研究します。

2 人的体制の整備

（1）現状と課題

現在、市立図書館では子どもの読書活動を推進していくため、児童サービス担当司書を配置し、子ども向けの児童書の特集展示や読書相談等の事業を展開しています。

子どもが読書に親しむためには、子どもと本のつなぎ手となる専門的な知識と技術を有する司書（注24）の存在と、継続的な事業展開が必要です。

また、市立図書館で行う各種おはなし会は、ボランティアが中心となり開催しています。おはなし会等の事業の継続のためにはボランティアを育成し、協力を得ながら取り組むことが不可欠です。

引き続き、児童サービス担当司書を配置するとともに、事業展開の手助けとなる児童サービスに習熟したボランティアの育成が必要となります。

（2）施策・方針

- ア 児童サービスに関する専門的な知識を修得した、児童サービス担当司書を継続して配置します。

イ 職員やボランティアの児童サービスの技術力の向上につながる研修等を、教育センターと協働して実施します。

ウ 市立図書館のボランティアや、学校図書館ボランティアのほか、子どもの読書活動に関わるボランティアグループの体制づくりと連携を進めます。

3 地域における子どもの読書活動推進のための取組

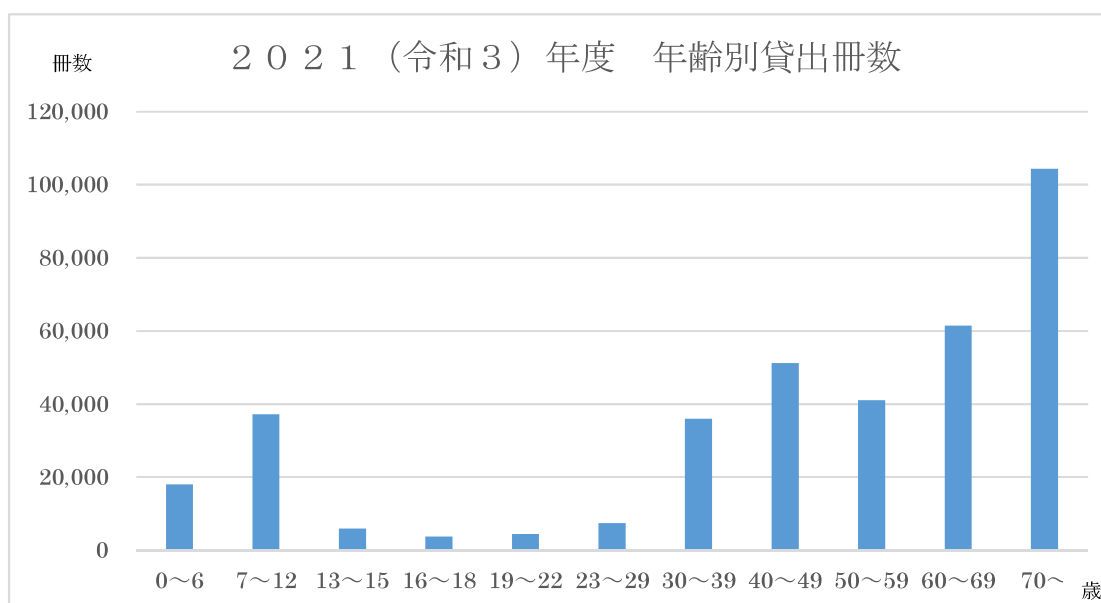
(1) 現状と課題

市立図書館では、ここを訪れた子どもが自由に本を読めるよう、児童コーナーやおはなし室を設けており、対象年齢別に「赤ちゃんのためのおはなし会」、「おはなし会」、「おはなしの国『おはなばたけ』」や「絵ばなし新なばりの昔話」を開催するほか、「子ども読書の日」の前後や夏休み等にはおはなし大会を開催しています。2021（令和3）年度の赤ちゃんのためのおはなし会は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため未実施でしたが、おはなし会の参加者は466人、おはなしの国「おはなばたけ」の参加者は43人、絵ばなし新なばりの昔話の参加者は75人、おはなし大会の参加者は77人でした。

おはなし会等（子ども向け） 2021（令和3）年度 定例行事

事業名	実施月日	対象者	目的・内容
春のおはなし大会	5月1日（土）	幼児・小学生 参加人数17人	大型絵本の読み聞かせ、うちわシアター、紙芝居、素ばなし、ブックトーク
夏のおはなし大会	7月31日（土）	幼児・小学生 参加人数60人	紙芝居、大型絵本の読み聞かせ、パネルシアター、素ばなし
おはなし会	毎週土曜日 子ども読書の日	幼児・児童 参加人数271人	絵本・紙芝居の読み聞かせを行い、読書への動機づけを図る。
おはなしの国『おはなばたけ』	毎月第3日曜日	小学校低学年 参加人数43人	おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に、素ばなし等を行い、読書への動機づけを図る。
赤ちゃんのためのおはなし会	毎月第1木曜日	0～2歳児 中止	絵本の読み聞かせ、わらべ歌、手遊び等を通して図書館に親しみ、ふれあいを深める。
絵ばなし 新なばりの昔話	毎月第2日曜日	児童・一般 参加人数75人	『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施し、伝統文化に触れ、郷土への愛着を深める。（会員による自主運営）

市立図書館の全登録者のうち、2021（令和3）年度内に1回以上市立図書館の貸出を利用した登録者（有効登録者）に対する子どもの有効登録者の割合は24.6％で、有効登録者7,370人のうち子どもの有効登録者は1,811人でした。



また、中高校生に対しての貸出冊数が少ないことから、特集展示を開催する等、中高校生に対して読書に関心を持つようなきっかけづくりが必要です。

家庭、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等への子どもの読書活動支援の一環として、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等への団体貸出は、2021（令和3）年度は2,039冊、保育所（園）への移動図書館の巡回は14園中7園でした。

市立図書館と地域・家庭との関わりとしては、図書館の蔵書のうち、年数が経過し不用品となった図書や児童書等を市民に無料で提供するリサイクルコーナーを設けています。また、「出前トーク」で市立図書館の活動紹介や、教育センターと協働して子どもの読書活動の意義や重要性について積極的に周知を図っています。

本市には、市立図書館のほかに保健センター、こども支援センターかがやき、児童館、市民センター等の子育てを支援する施設や保育所（園）及び認定こども園・幼稚園等や小中学校の子どもの読書活動を推進する様々な主体があります。これらの主体が協働して子どもの読書活動を推進していくことが望まれます。

（2）施策・方針

ア 子どもを対象にしたサービスの内容や催しの在り方を再検討して、子どもが興味を持ち参加したくなる催し物等を開催することで、子どもの読書活動を積極的・計画的に推進します。

イ 児童サービス担当司書が中心となり、いつでも児童書についての質問や読書相談に対応できるようサービス内容の充実を図ります。

ウ 保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等の、団体貸出利用を促進します。

エ 県立高等学校図書館や高等専門学校図書館との連携を深め、相互の図書館の効果的な活用を図ることにより、ヤングアダルト（注25）を対象にしたサービスを充実します。

オ 子育てを支援する様々な主体と協働して、親子がくつろいで読書を楽しめる環境づくりを進めます。

4 市立図書館による学校図書館支援

(1) 現状と課題

市立図書館では、学校の読書活動や調べ学習に対応して資料等の支援をするために、市内の小中学校図書館や県立高等学校図書館への団体貸出を実施するほか、小学校へ移動図書館の巡回を行っています。

2021（令和3）年度

団体貸出冊数 (小中高等学校)	909冊
移動図書館の巡回	小学校14校中7校

さらに、子ども向けの本の展示や小学校国語教科書に紹介された本のリストを作成する等して、子どもの読書活動推進の啓発を行っています。加えて、小学生の施設見学、中学生の職場体験学習、高校生の職場体験・インターンシップ、教職員の社会体験研修を積極的に受け入れ、図書館の仕組みや仕事の内容を伝えることにより、図書館への興味を深め、子どもと本のつなぐ取組を行っています。また、小学校でブックトークや読み聞かせ等を行う学校図書館支援に着手し、読書の楽しさを伝えています。

本市が所蔵する文化財資料等をデジタルデータ化し、インターネット上で公開するデジタルアーカイブ（注26）事業を進めています。誰もがインターネットを介してデジタルデータの利用が可能になると、郷土資料を自由に閲覧、検索ができ、ふるさと学習「なばり学」をはじめ歴史学習や地域学習に役立てることが可能となります。

また、市内にある県立高等学校図書館とは、三重県図書館情報ネットワーク（MILLAI）（注27）を通じた物流拠点として、市立図書館が資料の受け渡しの中心的役割を担うほか、県立高等学校図書館への団体貸出を行っています。県立図書館では、県内市町図書館・学校図書館等における子どもの読書活動支援の観点から、可能な限りの児童書新刊全点収集を資料収集方針として掲げています。今後も、県立図書館のサービスを活用して学校図書館支援を推進していく必要があります。

(2) 施策・方針

ア 小中学校の司書教諭等や学校司書及び県立高等学校学校司書との連携を強化し、教職員の社会体験研修を積極的に受け入れる等、学校図書館支援を推進します。

イ 子どもの施設見学・職場体験を積極的に受け入れ、図書館への興味を深めることにより子どもの読書活動を推進します。

ウ 学校に出向いての学校図書館支援を継続します。

エ 県立図書館が実施する可能な限りの児童書新刊全点収集を活用し、学校図書館支援を推進します。

【数値目標】

成 果 指 標	現状値 2021年 (令和3年)	目標値 2027年 (令和9年)
児童書貸出冊数 (市立図書館と移動図書館との合計)	124,039冊	150,000冊

第5章 効果的な計画の推進に向けて

1 家庭及び関係機関等との連携と図書資料の充実

家庭及び保健センター、こども支援センター、児童館、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校、市立図書館、市民センター等の関係機関が、子どもの読書活動を実践しているボランティア・市民団体等との協働を更に強化することにより、子どもの読書活動を一層効果的に推進します。また、学校等と連携し、子どもに勧めたい書籍・子どもの読みたい書籍の購入に努め、県立図書館等の相互貸借制度（注28）を活用しながら図書資料の充実を図ります。

2 子どもの読書に携わるボランティアの育成

活動しやすい環境づくりを進めるために、ボランティアの研修会や講習会を定期的に開催します。読み聞かせや子どもの読書活動を進める人材を育成し、ボランティア同士の横のつながりを深め、ボランティア活動等の機会・場所を提供する等、継続的なサポートを行い、子どもの読書活動が活性化されるよう推進します。

3 広報、啓発の推進

公共図書館等の取組はもちろん、子どもの読書活動を実践している団体等の取組についての情報を収集し、子どもの読書活動に関する情報を積極的に発信するため、市立図書館ホームページで閲覧できる仕組みを導入します。さらに、講習会等を開催するほか、「出前トーク」も活用して、子どもの読書活動の意義や重要性について理解を促し関心を深めるための普及・啓発を推進します。

4 計画推進体制の整備

「名張市子ども読書活動推進計画評議委員会」を組織し、同委員会において当該計画の進捗状況を評価し、本計画の着実な実現を目指します。

注釈（用語説明）

（注1）子ども

本計画では、0歳から18歳までの者をいいます。

（注2）マイ保育ステーション

赤目保育所、昭和保育園、みはた虹の丘こども園にあり、担当職員が未就園児のいる家庭を対象に子育て支援を行っています。親子で遊んだり、絵本の読み聞かせや、子育て相談、子育て講座を実施しています。

（注3）学校司書

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員をいいます。学校図書館法の一部改正により、2015（平成27）年から設置に努めることになりました。

（注4）司書教諭

学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に当たる教諭。学校図書館法の一部を改正する法律により2003（平成15）年から12学級以上の学校には必置となりました。

（注5）SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標。
2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、子ども読書活動の推進は、目標4「教育」に該当します。



（注6）認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

（注7）地域型保育事業

少人数で0歳～2歳の子どもを保育する事業で、家庭的保育事業と小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問事業がある。本市では、居宅訪問事業は実施していません。

(注8) 家読（うちどく）

読書の楽しさを体感するとともに、家族で本を読み、その感想を語り合う活動等を通して、家族間のコミュニケーションを深める読書運動をいいます。

(注9) 団体貸出

図書館が地域や職場の団体やグループ等に、図書館資料をまとめて貸出しをすること。個人に対して行われる個人貸出に対して使われます。

(注10) 移動図書館

自動車に図書館資料を積み、利用者の近くへ出張してそこで貸出しを行う図書館をいいます。本市では、1972（昭和47）年より「やまなみ号」の名称で巡回しています。

(注11) なかよし広場

市内保育所（園）及び認定こども園・幼稚園を未就園児の親子に開放しています。

(注12) 地域の広場

身近な地域の市民センター等の施設を利用しながら、地域の人たちが集い、親子が気軽に遊べ、情報交換や相談できる場をいいます。

(注13) 図書館訪問

子どもが市立図書館の様子を知り、絵本や紙芝居の読み聞かせ等に触れることで本に親しむことができるよう、市立図書館を訪問する活動をいいます。

(注14) ブックスタート事業

乳幼児健診等の機会に、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を配布する事業。本市では、福祉子ども部子ども家庭室が主体となり、生後5～6か月の乳児を持つ家庭を対象に、市立図書館・マイ保育ステーション「おひさま」（赤目保育所内）、こども支援センターかがやきを会場として実施しています。

(注15) パネルシアター

パネル布又はフランクフルト地をベニヤ板等に張り付けて舞台を作り、表現したいものを不織布で絵人形にし、パネルに貼ったり、取ったりしながらお話を進めていく手法です。

(注16) 保育教諭

幼保連携型認定こども園の勤務に必要な、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ職員をいいます。

(注17) 保育ドキュメンテーション

子どもたちの発言や行動を記録し、活動がどのように進行していったか等写真に言葉を添えたり、動画を撮ったり、活動中の子どもの様子を具体的に記録。子どもの遊びや興味、学びを可視化することで、家庭でも子どもの興味を広げる工夫や連携にもつながります。

(注18) 子ども読書の日〔4月23日〕

子どもの読書活動の推進に関する法律により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められています。

(注19) 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、校種別にクラス数を基準にして算出する蔵書冊数。文部省（当時）が1993（平成5）年3月に定めた学校図書館に整備すべき蔵書の基準です。

(注20) ブックトーク

特定のテーマや特定の作家を中心として何冊かの図書を紹介することをいいます。本やテーマに興味を持たせ、読書意欲を起こさせることを目的としています。学校図書館では、調べ学習や総合的な学習の導入時にも行うことがあります。

(注21) 貸出密度

図書館統計を用いて算出する公共図書館活動に関する計量的な指標。1年間における貸出延べ冊数を児童生徒数で割った値で、児童生徒一人当たりの貸出延べ冊数をいいます。

(注22) コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みをいいます。

(注23) 児童書

乳幼児が見る赤ちゃん絵本から中学生向きの読み物にいたる子どもの本を指します。

(注24) 司書

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に置かれる専門職員を司書といい、同法第5条で司書となる資格の基礎的な要件を定めています。

(注 2 5) ヤングアダルト

主に 1 0 代の読者又は利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語のことです。

(注 2 6) デジタルアーカイブ

デジタル方式で記録、作成された資料等を保存蓄積し、インターネット技術を用いて、データの閲覧や検索等資料の活用に供することをいいます。

(注 2 7) 三重県図書館情報ネットワーク (M I L A I)

三重県立図書館及び三重県内に設置された図書館をシステム及び物流のネットワークで接続し、資料の一括的な検索・相互貸借を支援する情報サービスのことです。

(注 2 8) 図書館相互貸借

図書館同士で資料を融通し合う仕組みで図書館奉仕の一つです。図書館間貸出しとも呼びます。